

岐阜県公報

第 千 八 百 九 十 五 号
平 成 十 九 年 十 一 月 九 日
(金曜日)

目 次

告 示

- 保安林に指定する予定である旨の通知
(治 山 課) 七八五^{ページ}
- 道路の区域変更
(道路維持課) 七八九
- 道路の供用開始
(同) 七九〇
- 特定非営利活動法人の設立認証申請
(環境生活政策課) 七九一
- 岐阜都市計画の図書の縦覧
(都市政策課) 七九二
- 揖斐都市計画の図書の縦覧
(同) 七九二

告 示

岐阜県告示第六百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市西之一色町三丁目一九七四から一九七八まで、一九七九の一、一九七九の二、一九八〇、一九八一、二〇〇三、二〇一〇、二〇一一の一、二〇一一の二、二〇一二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字岩名沢二〇六二の一四〇（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県告示第六百五十三号

岐阜県知事 古 田 肇

飛騨市宮川町岸奥字水谷平一七三の二、一七五の三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に

備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百五十三号

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町山之山字洞八二から八九まで、九二から九八まで、字山クゴ一〇七から一一二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

岐阜県告示第六百五十三号

岐阜県知事 古 田 肇

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町羽根字岩屋七〇二、七〇四から七〇六まで、七〇八の一、七〇八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝畑佐字宮尾一九九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝気良字関上一五九の九、一五九の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
下呂市萩原町四美字小垣内洞三三五六の二四、字坂ノ上洞三三六〇の一、三三六〇の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市御蔵野字米搦平二九八九の四六から二九八九の四九まで、二九八九の一〇〇、二九八九の一〇二、二九八九の一〇三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬川上字上栗原一二三の六、一二三の七、一三〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
百五十七号	前	岐阜市北島八丁目二〇番地先から	同市同七丁目一五番地先まで	後	九・〇 三・〇	六九・〇		
	後							

岐阜県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	美濃山線	郡上市美並町白山字野尻 一九一九番六地先から	前 A	四・〇 三・〇	六九・〇	A及びBに係る図面表示の敷地の区分を、県道大原富之保線と重用する
		同市同町大原字上滝 口一八〇番四地先まで	後 B	三・〇 一・〇	六三・〇	

岐阜県告示第六百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		美濃山線		郡上市美並町白山字野尻 一九一九番六地先から 同 市同 町大原字上滝 口一八〇番四地先まで 郡上市美並町白山字中切 一六六〇番一地先から 同 市同 町大原字上滝 口一八〇番四地先まで		後 B		前 A		三・〇 四七・〇 一〇五・〇			三・〇 四七・〇 一〇五・〇
用一保原県道う。分地すに係BA		部線と之大		重		一〇五・〇		六・九・〇		ル(メートル)		備考	

岐阜県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定年月日ほか)
------	-----	-----	----------	---------	--------------------

県道	美濃山線	郡上市美並町大原字向ノ山一 二番七地先から 同 市同 町同 字上滝口一 一八〇番四地先まで	六三・〇	平成 一九・二・ 九	平成 一九・二・ 九 県道大原 富之保線 用と一部重
----	------	--	------	------------------	---

岐阜県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定年月日ほか)
県道	和良佐線	郡上市和良町土京字ミコボキ 一六七九番一地先から 同 市同 町同 字同 一六六七番一地先まで	一五〇・〇	平成 一九・二・ 九	平成 一七・四・ 三

岐阜県告示第六百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
国道	二百四十号	加茂郡富加町高畑字稲荷 一七五番一地从先から 同郡同町同字 一二九番一地从先まで	後	二・〇 二・三 二・四・二	一三六・二 一三六・二	

岐阜県告示第六百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百五十号	中津川市苗木字那木三七 七六番三地从先から 同市同字同三七 六五番四地从先まで	後	二・〇 二・三 二・〇	一三七・五 一三七・五	

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人てんぷら燃料・油屋平兵衛
- 三 代 表 者 の 氏 名 山口 政春
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡垂井町大石七三七番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、垂井町ならびに周辺地域の住民に対して廃食油の燃料化再利用に関する事業を行い、循環型社会構築に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県難病団体連絡協議会
- 三 代 表 者 の 氏 名 松田 之利
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市青柳町五丁目二番四号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、治療の未確立な病氣(以下難病という)の患者・家族に対して、相互扶助や療養生活の充実を図るための事業を行うほか、難病患者の社会復帰の推進

難病問題の啓蒙、難病対策の前進を図るために社会や関係機関へ働きかけるなど、難病に関する医療と福祉の向上に寄与するための事業を行うことを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年十月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなで子育てドロップス

三代表者の氏名 安藤 直実

四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市大井町九六三番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の母親、父親、祖父母等、子育てに関わるすべての人たちに対して子育て支援に関する事業を行い、地域全体の子育て力の向上に寄与することを目的とする。

○岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 伊奈波地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市まちづくり推進部都市計画室

○揖斐都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

揖斐都市計画汚物処理場一号 北和地区農業集落排水処理施設

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び揖斐川町建設課

平成十九年十一月九日印刷
平成十九年十一月九日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）